

国道445号道路占用許可申請漏れについて

熊本県が管理する一般国道445号（球磨郡五木村、相良村）において、当社が設置した電柱及び地下埋設管路等の一部について、占用未許可物件があることが判明しました。

本件につきましては、国から県に道路移管される予定であったため、県と協議し工事を実施しましたが、その後、道路移管時に道路占用許可申請をすべきところ、当社の確認不足により申請が漏れていました。

このため、県から占用許可申請の実施、及び未許可期間に係る占用料相当額の徴収について申出を受けました。占用許可については既に受領し、占用料相当額については、本年中に支払の予定です。

熊本県を始め、関係各所の皆さまにお詫び申し上げますとともに、今後、同様の事象が発生しないよう、再発防止の徹底に努めてまいります。

未許可物件の内容

- ・電柱55本 地下埋設管路の延長約2.2km

占用料相当額

- ・約184万円

以上